事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)		要介證	護認定適正化事業
担当部局·課	主管部局・課		老健局老人保健課
	関係部周	引・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社
		会づくりを推進すること
施策目標	4	介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者へ
		の支援を図ること
	I	介護保険制度の適切な運営を図ること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規·一部新規)

要介護認定に関して課題を有する市町村(保険者)に対し技術的助言を行う「認定 適正化専門員」(仮称)を認定調査及び介護認定審査会の運営現場へ派遣することに より、全国一律の基準の基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認 定の適正化を推進する。

予算概算要求額	頁			(単位:百万円)
H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
_			_	202

(3) 問題分析

①現状分析

介護保険制度は、平成12年4月から実施されているところであるが、制度創設当初と平成17年4月時点とを比較すると、65歳以上の被保険者数は2,165万人から2,516万人に、要介護認定者は218万人から411万人に、総費用は3.6兆円から6.8兆円(平成17年度予算ベース)に増加している。このように、介護保険制度は国民に定着してきているといえるが、一方で、給付の前提となる要介護認定を含め、その適正な運営に努めていく必要がある。

②問題点

認定調査や介護認定審査会における審査判定など、介護保険制度における要介護認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行われるべきところであるが、各保険者における要介護認定の状況については、地域格差が生じている

等の指摘を受けている。

③問題分析

各保険者間の平準化を図る研修の開催や審査判定等に係るマニュアル等の配布に加えて、認定調査及び介護認定審査会の運営現場において、要介護認定の適正化に係る技術的助言が行われる必要がある。

④事業の必要性

介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、本事業の実施により、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進することで、給付費の増加がみられる現状においても、制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。

(4) 事業の目標

目標達成年度			_			
政策効果が発現する時期			平成19年度以降、随時			
アウトプット指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値
要介護認定に係る全国						_
データ集計						
(説明)			(モニタリングの方法)			
要介護認定情報管理事業により各保険			事業実績報告			
者から報告される要介護認定に係るデー						
タの全国集計。						

2. 評 価

(1) 必要性

刊政因子の必要性の有無(土に自民の反引力性の概念から)	[H] 流 (7)N				
(理由)					
介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものでは	あり、本事業の実施				
により、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判別	定を徹底し、要介護				
認定の適正化を推進することには、一定の公益性がある。					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有 無 その他				
(理由)					
本事業は、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査	査判定を徹底し、要				
介護認定の適正化を推進することで、各保険者における要介護認定の状況に係る地域					
格差を是正するものであり、国として実施する必要がある。					
民営化や外部委託の可否	可否				
(理由)					
本事業における「認定適正化専門員」(仮称)の派遣等については、外部の学識経					
験者等を活用しながら実施する予定である。					
緊要性の有無	有無				
(理由)					

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) 有無

その他

要介護認定の適正化を通じた介護保険制度の持続可能性の担保という観点から、できる限り早期に実施する必要がある。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

- ①認定結果の状況等に係る事前調査及び分析等
- ②本事業の実施(「認定適正化専門員」(仮称)の派遣等を通じた技術的助言)
- ③本事業の報告及び効果の検証(継続的な対象市町村の認定結果等の推移の検証(月 例報告会の開催)等)
- ④上記のプロセスを通じた要介護認定の適正化(地域格差の是正)
- これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業の実施により、各保険者における要介護認定の状況に係る地域格差が是正され、要介護認定の適正化が推進されることで、介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

特になし。

(3) 効率性

手段の適正性

本事業は、介護保険制度における国及び保険者(市町村)の適切な役割分担の下で、「認定適正化専門員」(仮称)の派遣等を通じた技術的助言により、要介護認定の適正化を推進するものであり、効率的で適正な手段である。

費用と効果の関係に関する評価

介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、本事業の実施により、要介護認定の適正化が推進されることで、介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となることから、費用面においても適正な手段である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

台

(有の場合の整理の考え方)

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

国において要介護認定調査検討会を開催し、学識経験者等の意見を参考にして、要

介護認定の適正化に係る技術的助言の内容等について検討を行う予定である。

- ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況なし。
- ④国会による決議等の状況 (警告決議、付帯決議等) なし。
- ⑤会計検査院による指摘なし。